

第1回

平成25年9月24日

専門特殊講義 I / 法学特殊講義 I  
(知財戦略論)

# 著作権制度 を学ぶ

平成25年度  
杉山 務

1

## 知的財産とは何か

- 身の回りにあるものすべてが知的財産ともいえる
- 例えば



2

# 知的財産権とは

## 知的財産とは？

知的財産とは **人間の知恵** や **工夫** などから生まれる **創造物**



## 知的財産 **制度** とは？

人間の幅広い知的創造活動の成果について、

**その創作者に一定の権利保護を与えるようにした制度**



- 「知的財産立国」としての歩みを止めないために欠かすことのできない制度
- 豊かな社会を築くために必要な制度

3

# 身近な知的財産

## 特許権

新しい発明を保護  
(出願から20年)

乗用車 [iQ (アイキュー)]  
トヨタ自動車(株)

## 実用新案権

物品の構造、形状  
の考案を保護  
(出願から10年)

## 商標権

商品やサービスに使用  
するマークを保護  
(登録から10年 更新可)

ブランド名



プログラム  
音楽、カーナビ

## 著作権

創作的な表現物を保護  
(死後50年まで)

## 意匠権

物品のデザインを保護  
(登録から20年)

スマートなデザイン

4

# 特許制度 (パテント)

特許権 (特許庁への申請が必要)

## 特許制度の目的

「発明の**保護**及び**利用**を図ることにより、**発明を奨励**し、  
もって**産業の発達**に寄与すること」

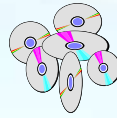
- 目に見えない思想やアイデアを保護
- 新しい技術を**公開**した者にその代償として一定期間、一定の条件で**独占的な権利**を与え、他の者に公開された**発明**を利用する機会を与える
- 新しい技術の公開により、技術の**進歩**を促進し、**産業の発達**に寄与



カセットテープ



フロッピーディスク



CD-ROM



DVD

5

## 発明とは？

「**発明**」とは、**自然法則**を利用した**技術的思想**の**創作**のうち**高度**のもの

自然法則を利用



技術的思想

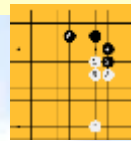


創作



高度

- × 自然法則に反するもの
- × 人為的取り決めであって自然法則を利用していないもの



人間の精神活動にあたる時もダメ

- 技術＝一定の目的を達成するための手段
- 誰がやっても**同じ結果**が得られる



技能はダメ

- 新しいことを創り出すこと
- × 「発見」や「解明」



旨味を発見しただけではダメ

- 従来にない新しい機能を発揮するもので、産業上の利用価値があれば改良品でも可

6

## 実用新案制度

実用新案権(特許庁への申請が必要)

### 実用新案制度の目的

考案の保護及び利用を図ることにより、**考案**を奨励し、  
もって**産業の発達**に寄与すること

- 新しい考案を**公開**した者にその**代償**として一定期間、一定の条件で**独占的な権利**を与え、他の者に公開された考案を利用する機会を与える
- 日常生活の**便宜**を増大することから、**小発明**といわれることもある

- 1 **物品**の形状、構造、組合せ **図面が必須**
2. **無審査**で登録 出願から早期に権利化
3. 特許出願へ変更可能



盛り髪用くし  
コモライフ2個1554円  
ダイソー1個105円 550万円<sup>7</sup>

## 意匠制度(デザイン)

意匠権(特許庁への申請が必要)



意匠登録第1063873号



意匠登録第1051125号

### 意匠制度の目的

意匠の保護及び利用を図ることにより、**意匠の創作**を奨励し、  
もって**産業の発達**に寄与すること

- 意匠は、物品のより美しい外観、より使い勝手の良い外観を探求するもの
- 外観は容易に模倣が可能**  
**美観の面から創作を把握し、これを保護**
- 保護することで、不当な競争などを防止し、健全な**産業発達**に寄与

# 商標制度（ブランド）

商標権（特許庁への申請が必要）

## 商標制度の目的

「商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって**産業の発達**に寄与し、あわせて**需要者の利益を保護**すること」

- 商品や役務（サービス）に付与される**識別標識**を保護
- **商標を使用する者の業務上の信用の維持を図ることが**直接の目的
- “**需用者の利益を保護する**”点が、特許・実用新案・意匠との大きな違い  
最近では品質保証機能が重要視される

EPSON



9

# 著作権制度（コピーライト）

## 著作権：

- 著作者により**著作物が創られた時点で「自動的」**に発生
- 「申請」、「登録」等の**手続きは不要**

## 著作権法の目的

創作された著作物に関して、著作者の権利の保護を図り、**文化の発展**に寄与すること

**著作物とは** 思想又は感情を創作的に表現した**もの**であって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

絵画



彫刻

音楽



小説



10

## 主な農産物の保護制度

### 法律：農産物の保護内容（監督官庁）

**特許法**：農産物の加工品、家畜の飼育方法、農機、農薬、遺伝子組み換え、動植物の品種改良などの発明に対して特許（特許庁）

**商標法**：農業製品に使用するマークを商標登録によって保護（特許庁）

**種苗法**：種苗登録品種について、その育成者を保護（農林水産省）

**不正競争防止法**：他人の農業製品の模倣品販売、原産地名や商標の不正使用といった不正競争に対する保護（経済産業省）

**関税法**：平成15年改正によって、植物新品種に関する育成者権侵害物品を輸入禁制品に追加し、輸入差止申立制度の対象（財務省）

11

## 種苗の育成者権

新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、**品種の育成の振興と種苗の流通の適正化**を図り、もって**農林水産業の発展**に寄与することを目的

栽培される**全植物**（種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類）及び政令で指定されたきのこが保護対象

新品種を育成した者（育成者及びその承継人）が**品種登録の出願**をすることができる



とちおとめ



あまおう



12

# 不正競争防止法

事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって**国民経済の健全な発展**に寄与することを目的

- ・周知表示混同惹起行為(1号) 動くかに看板事件
- ・著名表示冒用行為(2号) シャネル事件
- ・商品形態模倣行為(3号) タマゴッチ事件
- ・営業秘密不正取得行為(4号)  
秘密管理、有用、非公知な営業秘密を保護
- ・原産地等誤認惹起行為(13号)



## 知的財産権の種類

**特許権** (特許法)

**実用新案権** (実用新案法)

産業財産権

**意匠権** (意匠法)

**商標権** (商標法)

**著作権** (著作権法)

**育成者権** (種苗法)

著名な商品表示、形態  
営業秘密(不正競争防止法)

**回路配置利用権**  
(半導体集積回路の回路配置に関する法律)

**商号** (商法)

無体財産権とも称される

## ま と め

人が考え創出したものは、法律に規定されたもののみが保護されます  
規定されたもの の判断が問題であり、保護を  
広く認める傾向にあります

ご清聴 ありがとうございました

